

国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として
取得する株式等取扱規程

平成20年3月17日
20教規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）が所有する知的財産を、知的財産管理規程第3章に定めるところにより売り払う場合又は第4章に定めるところにより貸し渡す場合において、売り払い又は貸し渡しの対価として現金に代えて株式等の支払いを受けるときの株式等の取得、保管及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「株式等」とは、企業が発行する普通株、優先株、劣後株等及び新株予約権（ストックオプション）をいう。
- 二 「売却収入」とは、寄附により取得した株式等を売却した場合における対価をいう。
- 三 「インサイダー取引」とは、金融商品取引法（平成19年6月27日法律第102号）第166条に規定する有価証券の取引等をいう。
- 四 「ロックアップ」とは、本学が所有する株式等を上場後の一定期間継続保有することについて、上場前に契約を締結する制度をいう。

(受入れの基準)

第3条 学長は、知的財産管理規程第11条に定めるところにより本学が所有する知的財産をベンチャー企業等に売り払う場合又は知的財産管理規程第13条に定めるところにより本学が所有する知的財産をベンチャー企業等に貸し渡す場合において、ベンチャー企業等からライセンス対価の株式等による支払いの申込みを受けたとき、次の各号のいずれかに該当する場合には、売り払い又は貸し渡しの対価の全部又は一部を株式等で収納することができるものとする。

- 一 対価に相当する現金を保有していない場合
- 二 対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められる場合
- 三 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められる場合

(審査会)

第4条 学長は、知的財産の売り払いの対価又は貸し渡しの対価としての株式等の取得の審査のために、株式等受入審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

2 審査会について必要な事項は、別に定める。

(受入決定)

第5条 学長は、知的財産の売り払いの対価又は貸し渡しの対価として株式等を取得する場合には、前条に規定する審査会の審査及び役員会の議を経て、受入れを決定するものとする。

(株式等の保管)

第6条 出納役は、株式等を取得した場合には、会計事務取扱規程第9条に定める有価証券台帳に記帳した上で、予算決算及び出納事務取扱規程第5条に定めるところにより保管することとする。

(議決権の行使)

第7条 学長は、株式の発行会社の株主総会においては原則として議決権を行使しない。ただし、議決権を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、役員会の議を経て、議決権を行使するものとする。

(株式等の評価替え)

第8条 株式等は会計規則及び資産評価規程の定めるところに従って、評価替えを行なうものとする。

2 株式等の発行会社の倒産等によって株式等が財産的価値を有しないことが明確になった場合は、当該株式等を会計規則に従って処理するものとする。

(未上場株式の売却)

第9条 学長は、本学が所有する株式のうち、日本国内外の証券取引所に上場していない株式について第三者から買取りの申し出があった場合には、当該株式の売却の適否について、役員会の議を経て、決定するものとする。

(上場株式の売却)

第10条 学長は、本学が所有する株式のうち、日本国内外の証券取引所に上場することとなった株式は、上場後すみやかに売却するものとする。

2 前項の株式を売却する際には、インサイダー取引防止の観点から有価証券処分信託等の適切な売却方法を選択するものとする。

(ロックアップ)

第11条 学長は、本学が所有する株式等の発行会社が日本国内外の証券取引所に株式を上場することとなった場合において、当該発行会社が契約する主幹事証券会社から本学が所有する株式等を上場後一定期間継続所有することを求められたときは、当該株式の継続所有の適否について、役員会の議を経て決定するものとする。

(未上場会社の新株予約権の売却)

第12条 学長は、本学が所有する新株予約権について第三者から買取りの申出があった場合には、当該新株予約権の売却の適否について役員会の議を経て決定するものとする。

(上場会社の新株予約権の売却)

第13条 学長は、本学が所有する新株予約権の発行会社の株式が日本国内外の証券取引所に上場することとなった場合には、新株予約権をすみやかに売却するものとする。

(インサイダー取引の防止)

第14条 学長は、株式等の適正な売却を行なうため、インサイダー取引管理責任者を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 インサイダー取引管理責任者は、本学が所有する上場会社の株式等を売却するときは、当該売却が、インサイダー取引に該当しないことを確認するものとする。

3 本学は、証券取引法その他の法令等を遵守するとともに、株式等の発行会社に出資、兼業、共同研究等を通して関与する職員等からの情報によって、株式等の売却を恣意的に遅延してはならない。

(補償金の支払時期)

第15条 知的財産の売り払い又は貸し渡しの対価として株式等を取得した場合における当該知的財産に係る発明をした職員等への補償金の支払時期については、職務発明規程に定めるところによる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。